

第4次静岡市男女共同参画行動計画等骨子案

基本理念

一人ひとりが個性と能力を発揮し、責任を分かち合う男女共同参画社会

市 男女共同参画推進条例

男女の人権の尊重(第3条)

社会における制度又は慣行についての配慮(第4条)

政策等の立案及び決定における共同参画の機会の確保(第5条)

家庭生活と職業生活その他の社会における活動の両立(第6条)

世界的視野の下での男女共同参画(第7条)

男女の互いの性の尊重と生涯にわたる健康への配慮(第8条)

8年後の目指す姿

ジェンダー平等に基づき、すべての市民が安心して自分らしく暮らせる静岡



* 静岡市は、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、持続可能な開発目標(SDGs)に積極的に取り組んできました。平成30年には国連からアジア地域で唯一のSDGsハブ都市に選定されております。SDGsはジェンダー平等を5番目の目標として掲げ、ジェンダー平等をSDGsのいずれの目標の達成のためにも不可欠なものとして位置づけています。SDGsの実現を目指す国際社会の取組とそれを推進する静岡市の方針を踏まえ、本市の第4次計画等においては、「ジェンダー平等」という文言を基本的に使用いたしました。そのうえで、性別による固定的な役割分担意識を脱却し、性別を問わずすべてのひとに、等しく社会の構成員として、社会における活動に「参画する機会」を確保することがより一層求められると考えられる文脈においては、引き続き「男女共同参画」という文言を使用しております。

基本目標

1 ジェンダー平等に関する意識改革及び理解促進

2 **重点** ジェンダー平等と人権を尊重する教育の充実

3 **重点** ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶

4 性と生殖に関する健康の増進及び権利の保障

5 様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

6 **重点** 地域における男女共同参画の実現

7 **重点** 男女共同参画の視点にたったワーク・ライフ・バランスの実現

8 労働場における男女共同参画の実現

9 政策・方針決定の場への女性の参画拡大

社会制度・慣行の見直し

安全安心な暮らしの実現

女性活躍のさらなる推進

主な取組

DV防止
基本計画関連:



女性活躍
推進計画関連:



参考資料 1

- (1) ジェンダー平等推進に関する現状分析並びに情報の収集及び提供
- (2) 固定的性別役割分担意識から脱却するための広報及び啓発活動の充実
- (3) ジェンダー平等に関する国際理解の推進

- (1) 幼少期からのジェンダー平等及び人権の尊重に関する教育の推進(NEW)
- (2) 人権と個人としての尊厳を尊重するための広報及び啓発活動の充実
- (3) ジェンダー平等と人権尊重に基づく情報の発信
- (4) 多様な性のあり方に関する教育及び啓発の充実

- (1) DVをはじめとしたジェンダーに基づく暴力を生み出さない環境の整備
- (2) ジェンダーに基づく暴力根絶のための幼少期からの教育及び啓発の充実(NEW)
- (3) ジェンダーに基づく暴力について様々な手段で相談できる体制の整備
- (4) 被害者の安全確保の徹底
- (5) 被害者の自立支援の充実
- (6) 被害者支援の充実に向けた関係機関との連携強化
- (7) 加害者更生支援の充実に向けた関係機関との連携強化(NEW)

- (1) 性差及びライフステージに応じた健康支援
- (2) セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する教育及び啓発の推進
- (3) 性に関する相談体制の充実

- (1) 高齢者や障がいのある人が自立して生活するための支援
- (2) ひとり親家庭(母子家庭・父子家庭)への支援
- (3) 貧困や孤立など様々な困難を抱える人への支援
- (4) 外国にルーツをもつ人が安心して暮らせるための環境の整備
- (5) 性的少数者への支援

- (1) 地域活動・市民活動における男女共同参画の実現に向けた支援及び連携促進
- (2) 地域の各種団体における女性の方針決定への参画促進
- (3) 男女共同参画の視点をもった防災対策、災害時対応及び復興体制の推進
- (4) 男女共同参画の推進拠点としての静岡市女性会館の機能充実

- (1) 男女共同参画の視点をもつための経営陣・管理職・従業員への意識改革の推進(NEW)
- (2) 男性の家事・育児・介護への参画を促進する環境の整備の推進
- (3) 多様なニーズに対応した子育て支援策・介護支援策の充実
- (4) 多様で柔軟な働き方の推進

- (1) 雇用における男女の機会均等及び公正な待遇の確保の推進
- (2) 労働場におけるハラスメント防止対策の推進
- (3) 農林水産業などの自営業で働く女性が能力を発揮できる環境の整備
- (4) 非正規雇用労働者の正規への転換等を含めた待遇改善への支援(NEW)
- (5) 女性の就職・再就職・起業への支援
- (6) 労働場における女性のキャリア形成及び能力発揮への支援
- (7) 男性の家事・育児・介護への参画促進

- (1) 市における女性職員の積極的登用
- (2) 市審議会等への女性のさらなる参画促進
- (3) 企業における女性の積極的登用及び管理職就任を可能とする環境づくりの推進
- (4) 女性の人材を育成する施策の充実

DV防止

女性活躍

女性活躍